

交 通 局 告 示		
○ 料金等徴収事務の委託についての一部改正について	(第 7号)	54
交 通 局 管 理 規 程		
○ 交通局次長以下代決規程の一部改正	(第20号)	56
公 告		
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	57
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・営業課)	59
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告	(上下水・営業課)	60
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告	(上下水・営業課)	61
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告	(上下水・営業課)	62
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	63
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	65

名古屋市告示第 348号

名古屋金城ふ頭アリーナ指定管理者の公募

名古屋金城ふ頭アリーナ条例（令和 5年名古屋市条例第41号）第11条第 1項の規定により名古屋市金城ふ頭アリーナ指定管理者を、次のとおり募集します。

令和 6年 7月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設の概要

(1) 施設名

名古屋金城ふ頭アリーナ

(2) 所在地

名古屋市港区金城ふ頭二丁目 7番地

2 指定管理者が行う業務の内容

(1) 指定管理者が実施しなければならない業務

ア 一般の利用及び事業の実施に関すること。

イ 使用の許可に関すること。

ウ 施設の利用料金に関すること。

エ 維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関する
こと。

オ 緊急時対応に関すること。

カ 利用者満足度の向上及び管理運営の自己評価等に関すること。

キ 事業計画書及び事業報告書等の提出に関すること。

ク 指定管理者の引継ぎに関すること。

ケ 施設広報に関すること。

コ 大会誘致・開催に関すること。

サ 周辺施設との連携に関すること。

シ 施設開館準備等に関すること。

ス その他市が定める業務

(2) 指定管理者が独自に実施することができる業務

ア 基本の使用時間外の施設の使用に関すること

イ 教室等の実施

ウ 物販事業

エ 広告業務

オ その他指定管理者の提案により実施する事業

3 指定期間

令和 7年 4月 1日から令和12年 3月31日までの 5年間

4 公募に関する書類

(1) 募集要項等の配布場所

募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス

<https://www.city.nagoya.jp/sportsshimin/page/0000176222.html>

(2) 申請書類提出先及び問合せ先

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ戦略課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-3294 ファクシミリ番号 052-972-4417

電子メールアドレス a3294@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

(3) 申請書類の受付

ア 受付方法

持参又は郵送によります。

なお、申請書類を提出する場合は、事前に提出日の予約をしていただく必要があります。

イ 予約期間

令和 6年 8月16日（金）午前 9時から午後 5時まで

ウ 提出期間

令和 6年 8月22日（木）から同月23日（金）までの午前 9時から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

なお、予約受付時に市が指定した日時に提出してください。また、郵送の場合は指定日必着とします（書留郵便をお願いします。）。

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ戦略課

名古屋市告示第 349号

名古屋市東山公園テニスセンター指定管理者の公募

名古屋市東山公園テニスセンター条例（令和 2年名古屋市条例第12号）第10条第 1項の規定により名古屋市東山公園テニスセンター指定管理者を、次のとおり募集します。

令和 6年 7月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設の概要

施設名	所在地
名古屋市東山公園テニスセンター	名古屋市天白区天白町大字八事字裏山 60番地の19

2 指定管理者が行う業務の内容

(1) 指定管理者が実施しなければならない業務

- ア 一般の利用及び事業の実施に関すること。
- イ 使用の許可に関すること。
- ウ 施設の利用料金に関すること。
- エ 維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除きます。）に関すること。
- オ 緊急時対応に関すること。
- カ 利用者満足度の向上及び管理運営の自己評価等に関すること。
- キ 事業計画書及び事業報告書等の提出に関すること。
- ク 指定管理者の引継ぎに関すること。
- ケ その他市が定める業務

(2) 指定管理者が独自に実施することができる業務

- ア 基本の使用（開場）時間外の施設の供用に関すること。
- イ 教室等の実施
- ウ 物販事業
- エ 広告業務
- オ その他指定管理者の提案により実施する事業

3 指定期間

令和 7年 4月 1日から令和12年 3月31日までの 5年間

4 公募に関する書類

(1) 募集要項等の配布場所

募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス

<https://www.city.nagoya.jp/sportsshimin/page/0000175118.html>

(2) 申請書類提出先及び問合せ先

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-3263 ファクシミリ番号 052-972-4417

電子メールアドレス a3263-01@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

(3) 申請書類の受付

ア 受付方法

持参又は郵送によります。

なお、申請書類を提出する場合は、事前に提出日の予約をしていただく必要があります。

イ 予約期間

令和 6年 8月 6日（火）午前 9時から午後 5時まで

ウ 提出期間

令和 6年 8月 9日（金）午前 9時から午後 5時30分まで（正午から午後 1時までを除きます。）

なお、予約受付時に市が指定した日時に提出してください。また、郵送の場合は指定日必着とします（書留郵便をお願いします。）。

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設課

名古屋市告示第 350号

自転車等放置禁止区域の指定

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）
第 9条第 3項の規定により、自転車等放置禁止区域を次のとおり指定します。

令和 6年 7月10日

名古屋市長 河 村 た か し

自転車等放置禁止区域の指定

指定年月日	名称	位置	区域
令和 6年10月 1日	上前津自転車等放置禁止区域	中区大須三丁目、大須四丁目、上前津一丁目、上前津二丁目、橘一丁目、千代田二丁目、千代田三丁目、千代田四丁目、富士見町及び門前町	別図 1のとおり
令和 6年10月 1日	大須観音自転車等放置禁止区域	中区大須一丁目、大須二丁目、大須三丁目、松原一丁目及び門前町	別図 2のとおり

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

別図 1 上前津自転車等放置禁止区域



- 凡 例
- /// 自転車等放置禁止区域 (拡大)
 - 自転車等放置禁止区域 (既設)
 - (注) 自転車駐車場は放置禁止区域から除く

別図 2 大須観音自転車等放置禁止区域



凡 例

//// 自転車等放置禁止区域 (拡大)

■ 自転車等放置禁止区域 (既設)

(注) 自転車駐車場は放置禁止区域から除く

名古屋市告示第351号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和6年7月4日本市市会本会議において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

令和6年7月10日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 令和6年度名古屋市一般会計補正予算（第2号）
- 2 令和6年度名古屋市水道事業会計補正予算（第1号）
- 3 令和6年度名古屋市下水道事業会計補正予算（第1号）

名古屋市財政局財政部財政課

令和 6 年度名古屋市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度名古屋市一般会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,651,443千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,489,982,443千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の変更は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
9 国 庫 支 出 金		270,391,139	4,387,183	274,778,322
	2 補 助 金	50,003,205	4,387,183	54,390,388
14 繰 越 金		1	133,378	133,379
	1 繰 越 金	1	133,378	133,379
15 諸 収 入		100,170,013	130,882	100,300,895
	7 雑 入	28,555,917	130,882	28,686,799
歳 入 合 計		1,485,331,000	4,651,443	1,489,982,443

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 総 務 費		40,320,038	4,443,400	44,763,438
	6 防 災 危 機 管 理 費	1,185,007	59,400	1,244,407
	7 定額減税補足給付金 給 付 事 業 費	13,876,000	4,384,000	18,260,000
4 子 ど も 青 少 年 費		195,069,088	9,232	195,078,320
	1 子 ど も 青 少 年 費	195,069,088	9,232	195,078,320
12 教 育 費		94,778,062	7,811	94,785,873
	8 私 学 振 興 費	5,133,923	7,811	5,141,734
15 諸 支 出 金		53,016,809	191,000	53,207,809
	1 公営企業会計支出金	53,016,809	191,000	53,207,809
歳 出	合 計	1,485,331,000	4,651,443	1,489,982,443

第 2 表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額 千円
6 スポーツ市民費	3 スポーツ費	総合体育館レインボーホールの改修	2,895,000

第 3 表 債務負担行為補正

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額 千円	期間	限度額 千円
総合体育館レインボーホールの改修工事 (令和 5 年第 1 号議決)	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	10,724,000	令和 7 年度	3,991,000

令和 6 年度名古屋市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 6 年度名古屋市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 6 年度名古屋市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既定予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入	千円	千円	千円
第 1 款 水 道 事 業 収 益	52,938,242	918,009	53,856,251
第 2 項 営 業 外 収 益	1,591,753	918,009	2,509,762
支 出	千円	千円	千円
第 1 款 水 道 経 営 費	53,888,121	851,827	54,739,948
第 2 項 営 業 外 費 用	6,528,913	851,827	7,380,740

(他会計からの負担金)

第 3 条 予算第 9 条中「及び児童手当」を「、児童手当及び被災地域応援経費」に、「及び74,810千円」を「、74,810千円及び87,000千円」に改める。

令和 6 年度名古屋市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 6 年度名古屋市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 6 年度名古屋市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既定予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入	千円	千円	千円
第 1 款 下 水 道 事 業 収 益	79,130,433	100,105	79,230,538
第 2 項 営 業 外 収 益	8,276,108	100,105	8,376,213
支 出	千円	千円	千円
第 1 款 下 水 道 経 営 費	80,562,504	18,000	80,580,504
第 2 項 営 業 外 費 用	7,153,426	18,000	7,171,426

(他会計からの負担金)

第 3 条 予算第 9 条中「及び児童手当」を「、児童手当及び被災地域応援経費」に、「及び76,148千円」を「、76,148千円及び104,000千円」に改める。

令和6年度名古屋市一般会計補正予算（第2号）に関する説明書

○ 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

（歳入）

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
9 国庫支出金	270,391,139	4,387,183	274,778,322
14 繰越金	1	133,378	133,379
15 諸収入	100,170,013	130,882	100,300,895
歳入合計	1,485,331,000	4,651,443	1,489,982,443

(歳 出)

款	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源 千円
				国・県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
2 総 務 費	40,320,038	4,443,400	44,763,438	4,384,000	—	43,882	15,518
4 子 ども 青 少 年 費	195,069,088	9,232	195,078,320	3,183	—	—	6,049
12 教 育 費	94,778,062	7,811	94,785,873	—	—	—	7,811
15 諸 支 出 金	53,016,809	191,000	53,207,809	—	—	87,000	104,000
歳 出 合 計	1,485,331,000	4,651,443	1,489,982,443	4,387,183	—	130,882	133,378

2 歳 入

款 項 目	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円	節		説 明
				区 分	金 額 千円	
9 国 庫 支 出 金	270,391,139	4,387,183	274,778,322			
2 補 助 金	50,003,205	4,387,183	54,390,388			
1 総 務 費 補 助 金	14,173,803	4,384,000	18,557,803	4 定 額 減 税 補 足 給 付 金 給 付 事 業 費 補 助 金	4,384,000	低所得者支援及び定額減税補足給付金給付 事業費補助
3 子 ども 青 少 年 費 補 助 金	9,204,770	3,183	9,207,953	3 保 育 費 補 助 金	3,183	医療的ケア児保育支援事業費補助
14 繰 越 金	1	133,378	133,379			
1 繰 越 金	1	133,378	133,379			
1 繰 越 金	1	133,378	133,379	1 前 年 度 繰 越 金	133,378	
15 諸 収 入	100,170,013	130,882	100,300,895			
7 雑 入	28,555,917	130,882	28,686,799			
9 雑 入	20,277,293	130,882	20,408,175	1 総 務 雑 入	130,882	災害救助法に基づく負担金
歳 入 合 計	1,485,331,000	4,651,443	1,489,982,443			

3 歳 出

款 項 目	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明 千円
				特 定 財 源			一般財源 千円	区 分	金 額 千円	
				国・県 支出金 千円	地方債 千円	その他 千円				
2 総 務 費	40,320,038	4,443,400	44,763,438	4,384,000	—	43,882	15,518			
6 防災危機管理費	1,185,007	59,400	1,244,407	—	—	43,882	15,518			
3 被災地域支援費	48,487	59,400	107,887	—	—	43,882	15,518	8 旅 費	15,043	七尾市への人的支援
								10 需 用 費	318	
								12 委 託 料	21,498	
								13 使用料及び賃借料	22,541	
7 定 額 減 税 補 足 給 付 金 給 付 事 業 費	13,876,000	4,384,000	18,260,000	4,384,000	—	—	—			
1 定 額 減 税 補 足 給 付 金 給 付 事 業 費	13,876,000	4,384,000	18,260,000	4,384,000	—	—	—	18 負担金補助及び交付金	4,384,000	低所得者支援及び定額減税補足給付金の支給
4 子ども青少年費	195,069,088	9,232	195,078,320	3,183	—	—	6,049			
1 子ども青少年費	195,069,088	9,232	195,078,320	3,183	—	—	6,049			
3 保 育 費	86,122,543	9,232	86,131,775	3,183	—	—	6,049	19 扶 助 費	9,232	医療的ケア児保育支援事業
12 教 育 費	94,778,062	7,811	94,785,873	—	—	—	7,811			
8 私学振興費	5,133,923	7,811	5,141,734	—	—	—	7,811			

1	私学振興費	5,133,923	7,811	5,141,734	—	—	—	7,811	18 負担金補助 及び交付金	7,811	幼稚園医療のケア児看 護職員配置補助
15	諸支出金	53,016,809	191,000	53,207,809	—	—	87,000	104,000			
1	公営企業 会計支出金	53,016,809	191,000	53,207,809	—	—	87,000	104,000			
1	水道事業 会計支出金	428,810	87,000	515,810	—	—	87,000	—	18 負担金補助 及び交付金	87,000	被災地域応援経費負担 金
3	下水道事業 会計支出金	34,653,190	104,000	34,757,190	—	—	—	104,000	18 負担金補助 及び交付金	104,000	被災地域応援経費負担 金
	歳出合計	1,485,331,000	4,651,443	1,489,982,443	4,387,183	—	130,882	133,378			

○ 債務負担行為で令和7年度以降にわたるものについての支出予定額等に関する調書

(期間の数字は年度を示す。)

事 項		限 度 額 千円	令和7年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源 千円
			期 間	金 額 千円	国・県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
総合体育館レインボーホールの改修工事 (令和5年第1号議決)	補正前	10,724,000	7	3,968,000	—	3,571,000	—	397,000
	補正後	3,991,000	7	3,991,000	—	3,591,000	—	400,000

令和 6 年度名古屋市水道事業会計補正予算（第 1 号）に関する説明書

○ 水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	補 正 予 定 額 千円	備 考
1 水 道 事 業 収 益			918,009	
	2 営 業 外 収 益		918,009	
		2 他 会 計 負 担 金	87,000	被災地域応援経費負担金
		4 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 還 付 金	△ 111,991	
		5 雑 収 益	943,000	被災地域応援経費負担金

支 出

款	項	目	補 正 予 定 額 千円	備 考
1 水 道 経 営 費			851,827	
	2 営 業 外 費 用		851,827	
		4 雑 支 出	728,000	能登半島地震被災地域応援経費
		5 消費税及び地方消費税	123,827	

○ 令和6年度水道事業補正予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 円)

	補正予定額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損失	66,182,000
未収金の増減額（△は増加）	111,991,000
未払金の増減額（△は減少）	123,827,000
小計	302,000,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	302,000,000
資金増加額（又は減少額）	302,000,000

令和 6 年度名古屋市下水道事業会計補正予算（第 1 号）に関する説明書

○ 下水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	補 正 予 定 額 千円	備 考
1 下 水 道 事 業 収 益			100,105	
	2 営 業 外 収 益		100,105	
		2 他 会 計 負 担 金	104,000	被災地域応援経費負担金
		5 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 還 付 金	△ 3,895	

支 出

款	項	目	補 正 予 定 額 千円	備 考
1 下 水 道 経 営 費			18,000	
	2 営 業 外 費 用		18,000	
		4 雑 支 出	18,000	能登半島地震被災地域応援経費

○ 令和6年度下水道事業補正予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 円)

	補 正 予 定 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損失	82,105,000
未収金の増減額 (△は増加)	3,895,000
小計	86,000,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	86,000,000
資金増加額 (又は減少額)	86,000,000

名古屋市告示第 352号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

令和 6年 7月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
まえだウィメンズ ケアクリニック	名古屋市千種区星ヶ丘 1丁目 1番地 の 7	令和 6年 6月 1日
メディカルサポー トクリニック	名古屋市東区白壁一丁目45番地	令和 6年 6月 1日
黒川泌尿器科・内 科（腎）	名古屋市北区黒川本通 4丁目37番地	令和 6年 5月 1日
よつば会クリニッ ク栄・矢場町院	名古屋市中区栄三丁目29番 1号	令和 6年 6月 1日
こばとも皮膚科	名古屋市中区栄三丁目 7番13号	令和 6年 6月 1日

V I V I A G E ・ Z O N N E クリニ ック	名古屋市中区栄三丁目33番30号	令和 6年 6月 1日
田中クリニック内 分泌・糖尿病内科	名古屋市熱田区三本松町12番22号	令和 6年 5月 1日
医療法人有心会リ バーサイドクリニ ック内田橋	名古屋市南区内田橋二丁目10番 8号	令和 6年 4月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人恒惇会正 田歯科・泉矯正歯 科	名古屋市東区東桜二丁目11番20号一 3	令和 6年 5月 1日
日比歯科医院	名古屋市東区泉一丁目 7番 6号	令和 6年 4月30日
W I N訪問歯科	名古屋市北区志賀町 2丁目 1番地	令和 6年 5月 1日
久屋パーク歯科・ 矯正歯科	名古屋市中区栄四丁目14番 2号	令和 6年 6月 1日
上社しまだ歯科	名古屋市名東区上社三丁目1703番地	令和 6年 6月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
スギ薬局東区役所 前店	名古屋市東区筒井一丁目 7番65号	令和 6年 6月 1日

マルヤス薬局	名古屋市東区矢田二丁目11番36号	令和 6年 3月 1日
有限会社きしはた 調剤薬局港店	名古屋市港区金船町一丁目 1番19号	令和 6年 6月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
緑の家訪問看護ステーション名西	名古屋市西区上小田井二丁目 101番地	令和 6年 5月 1日
プレシア訪問看護ステーション瑞穂	名古屋市瑞穂区牛巻町 5番 7号	令和 6年 5月 1日
みずき訪問看護ステーション	名古屋市瑞穂区弥富通 2丁目30番地	令和 6年 6月 1日
サンライトガーデン熱田ナース	名古屋市熱田区千年二丁目37番22号	令和 6年 6月 1日
フレンズ訪問看護ステーション	名古屋市中川区中島新町三丁目2509番地	令和 6年 5月 1日
訪問看護ステーション南陽	名古屋市港区新茶屋一丁目1206番地の 1	令和 6年 6月 1日
内田橋訪問看護ステーション	名古屋市南区内田橋二丁目10番 8号	令和 6年 6月 1日
訪問看護よつ笑	名古屋市守山区白山四丁目 703番地の 2	令和 6年 6月 1日
F o o t a g e 訪問看護ステーション名東	名古屋市名東区名東本通 5丁目14番地	令和 6年 6月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 353号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 6年 7月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	旧	せきや皮ふ科
	新	せきや医院
所 在 地	旧	名古屋市中村区中村町 7丁目14番地
	新	名古屋市中村区松原町 2丁目22番地の 1
変 更 年 月 日	令和 6年 5月 7日	

医 療 機 関 名	大森クリニック	
所 在 地	旧	名古屋市瑞穂区八勝通 1丁目 5番地の 1
	新	名古屋市瑞穂区八勝通 1丁目 4番地
変 更 年 月 日	令和 6年 5月 1日	

2 歯科

医 療 機 関 名	名古屋デンタルオフィス	
所 在 地	旧	名古屋市北区志賀本通 2丁目14番地
	新	名古屋市北区平安通一丁目13番地の 8
変 更 年 月 日	令和 6年 4月15日	

医 療 機 関 名	ゆかデンタルクリニック	
所 在 地	旧	名古屋市中川区供米田二丁目 106番地
	新	名古屋市中川区春田四丁目57番地
変 更 年 月 日	令和 6年 5月 1日	

医 療 機 関 名	旧	にしかわ歯科・こども歯ならび歯科室
	新	にしかわ歯科おとなこども歯科
所 在 地	名古屋市港区知多一丁目 806番地	
変 更 年 月 日	令和 6年 3月29日	

3 訪問看護

医 療 機 関 名	あいりす訪問看護ステーション	
所 在 地	旧	名古屋市西区秩父通 2丁目12番地
	新	名古屋市西区香呑町 4丁目90番地
変 更 年 月 日	令和 6年 6月 3日	

医 療 機 関 名	ナースステーションはな華	
所 在 地	旧	名古屋市緑区大高町字一色山31番地の 3
	新	名古屋市緑区大高町字中ノ島46番地の 1
変 更 年 月 日	令和 5年 3月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 354号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 6年 7月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
わたせ腎泌尿器科 クリニック	名古屋市北区黒川本通 4丁目38番地 の 1	令和 6年 4月30日
夏目泌尿器科	名古屋市中区新栄町 1丁目 3番地	令和 6年 7月 1日
田中クリニック内 分泌・糖尿病内科	名古屋市熱田区三本松町12番22号	令和 6年 4月30日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日

日比歯科医院	名古屋市東区泉一丁目 7番 6号	令和 6年 4月29日
泉矯正歯科医院	名古屋市東区泉一丁目14番 3号	令和 6年 4月30日
W I N訪問歯科	名古屋市西区香呑町 6丁目12番地	令和 6年 4月30日
東洋病院	名古屋市港区正保町 3丁目38番地	令和 6年 4月30日
江崎歯科医院	名古屋市名東区極楽四丁目 308番地	令和 6年 3月30日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
カワセミ薬局	名古屋市西区枇杷島一丁目11番 1号	令和 5年 1月 1日
岡平薬局	名古屋市中川区八熊二丁目 1番 1号	令和 6年 4月30日
滝の水調剤薬局	名古屋市緑区滝ノ水五丁目 315番地 の 3	令和 6年 2月29日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
クアラ訪問看護ステーション	名古屋市熱田区横田二丁目 1番32号	令和 6年 4月12日
フレンズ訪問看護ステーション	名古屋市中川区中島新町三丁目2509番地	令和 6年 5月 1日

医療法人並木会訪問看護ステーション内田橋なみき	名古屋市南区内田橋二丁目 4番 3号	令和 6年 6月 1日
-------------------------	--------------------	-------------

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 355号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を
担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 6年 7月11日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
まごころマッサー ジ治療院	名古屋市中村区並木二丁目 318番地 の 2	令和 6年 5月17日
藤井 義和		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		

まごころマッサー ジ治療院	名古屋市中村区並木二丁目 318番地 の 2	令和 6年 5月17日
藤井 義和		

3 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
ひろせ接骨院	名古屋市港区港楽三丁目13番 2号	令和 6年 5月 7日
廣瀬 将人		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 356号

生活保護法による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、同法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 6年 7月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
歩鍼灸マッサージ 治療院	名古屋市西区花の木一丁目11番24号	令和 6年 5月27日
桑原 茂宏		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
歩鍼灸マッサージ 治療院	名古屋市西区花の木一丁目11番24号	令和 6年 5月27日
桑原 茂宏		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 357号

生活保護法による指定施術機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定施術機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 6年 7月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 あん摩・マッサージ

施 術 者 名	小牧 正和	
施 術 所 名	会心堂はりきゅうマッサージ治療院	
所 在 地	旧	名古屋市名東区高針五丁目 325番地
	新	名古屋市名東区勢子坊一丁目 808番地の 1
変 更 年 月 日	令和 6年 5月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 358号

本部機動部隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置を定める
告示の一部改正について

平成13年名古屋市告示第 126号（本部機動部隊の事務所及び消防署出張所の
名称及び位置）の一部を次のように改正する。

令和 6年 7月12日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「		
名古屋市昭和消防署 八事出張所	名古屋市昭和区花見通 3丁目29番地	を
」		
「		
名古屋市昭和消防署 八事出張所	名古屋市昭和区花見通 3丁目29番地	に
名古屋市昭和消防署 白金出張所	名古屋市昭和区福江二丁目 8番11号	
」		

改める。

附 則

この告示は、令和 6年 7月26日から施行する。

名古屋市消防局総務部総務課

名古屋市告示第 359号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4年法律第56号）附則第 5条第 1項及び同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「旧法」という。）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、旧法第19条の規定により公告します。

令和 6年 7月12日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
石井 雅樹 名古屋市中川区八熊通四丁目63番地 クレールモリⅦ 701号
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
森 早苗 名古屋市港区秋葉三丁目 136番地
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市港区藤高四丁目 5番、雑種地、308.00平方メートル
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 賃借権
 - (2) 内容 農業用施設用地として使用
 - (3) 存続期間 令和 6年 8月10日から令和16年 8月 9日まで
 - (4) 借賃 年額10,000円
 - (5) (4)の支払い方法 毎年 6月末日までに口座振込
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積
920.00平方メートル
 - (2) 農作業従事者の状況
農業従事日数： 340日、農業従事者：23人

(3) 農機具の保有状況

栽培用冷蔵庫： 2、栽培用エアコン：16、栽培用予冷エアコン： 2、栽培用サーキュレーター：28

名古屋市緑政土木局農政部都市農業課

名古屋市告示第 360号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4年法律第56号）附則第 5条第 1項及び同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「旧法」という。）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めました、旧法第19条の規定により公告します。

令和 6年 7月12日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
石井 雅樹 名古屋市中川区八熊通四丁目63番地 クレールモリⅦ 701号
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
吉田 勇雄 名古屋市港区西茶屋三丁目 127番地
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市港区藤高四丁目 1番、畑、503.00平方メートル
名古屋市港区藤高四丁目 4番、畑、417.00平方メートル
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 賃借権
 - (2) 内容 畑として使用
 - (3) 存続期間 令和 6年 8月10日から令和16年 8月 9日まで
 - (4) 借賃 年額 100,000円
 - (5) (4)の支払い方法 毎年 6月末日までに口座振込
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積
920.00平方メートル
 - (2) 農作業従事者の状況

農業従事日数： 340日、農業従事者：23人

(3) 農機具の保有状況

栽培用冷蔵庫： 2、栽培用エアコン：16、栽培用予冷エアコン： 2、栽培用サーキュレーター：28

名古屋市緑政土木局農政部都市農業課

名古屋市選挙管理委員会告示第4号

委員長選挙の結果について

令和6年7月8日、名古屋市選挙管理委員会規程（昭和44年名古屋市選挙管理委員会規程第2号）第2条の規定による委員長選挙の結果、次の者が委員長に就任した。

令和6年7月8日

名古屋市選挙管理委員会委員長 渡 辺 義 郎

- 1 住 所 名古屋市北区金城二丁目8番23号
- 2 氏 名 渡 辺 義 郎

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第5号

委員長職務代理者の指定について

令和6年7月8日、名古屋市選挙管理委員会規程（昭和44年名古屋市選挙管理委員会規程第2号）第5条の規定により、委員長に事故があるとき、又は欠けたとき、その職務を代理すべき委員に次の者を指定した。

令和6年7月8日

名古屋市選挙管理委員会委員長 渡 辺 義 郎

- 1 住 所 名古屋市南区中割町2丁目42番地
- 2 氏 名 佐 橋 典 一

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市人事委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 7 月 9 日

名古屋市人事委員会委員長 鈴木 典 行

名古屋市人事委員会規則第16号

名古屋市人事委員会公告式規則の一部を改正する規則

名古屋市人事委員会公告式規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「市役所の掲示場に掲示して」を「名古屋市公報に掲載して」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、急施を要するとき又は災害その他特別の事由により名古屋市公報に掲載することができないときは、市役所の掲示場に掲示してこれに代えることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 6 年10月 1 日から施行する。
（不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正）
- 2 不利益処分についての審査請求に関する規則（平成24年名古屋市人事委員

会規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

第49条第2項中「掲示場に掲示して」を「方法により掲載、又は掲示して」に、「掲示した」を「同項に規定する掲載又は掲示をした」に改める。

(勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正)

- 3 勤務条件に関する措置の要求に関する規則(平成25年名古屋市人事委員会規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「掲示場に掲示して」を「方法により掲載、又は掲示して」に、「掲示した」を「同項に規定する掲載又は掲示をした」に改める。

名古屋市上下水道局告示第12号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和6年7月31日までの2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課、同部営業センター及び同部営業所において一般の縦覧に供する。

令和6年7月11日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日

令和6年8月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う
終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字・丁目	摘 要	
中川区	富田町	千音寺・市場 上屋敷	一部	中川区中須町 名古屋市上下水道局 打出水処理センター

3 供用を開始する排水施設の位置

別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	中川区
分流式	

排水施設の位置図

中川区（合流式）



名古屋市交通局告示第7号

料金等徴収事務の委託についての一部改正について

令和6年名古屋市交通局告示第2号（料金等徴収事務の委託について）の一部を、令和6年7月12日から次のように改正します。

令和6年7月8日

名古屋市交通局長 折戸 秀郷

表名古屋鉄道株式会社の項中「委託をした日 令和6年4月1日」を「委託をした日

(1)ア～ク、(2)及び(3) 令和6年4月1日 に改め、同

(1)ケ 令和6年7月20日（終了日 令和6年9月1日）」

項第1号に次のように加えます。

ケ 乗合規程第23条第2項並びに高速規程第19条第5項及び第43条第3項の規定に基づき発売する1DAYお子サマーパス2024（以下「お子サマーパス」という。）の料金

表日本通運株式会社の項中「委託をした日 令和6年4月1日」を「委託をした日

(1)ア～ク、(2)及び(3) 令和6年4月1日 に改め、

(1)ケ 令和6年7月12日（終了日 令和7年3月17日）

(1)コ 令和6年7月20日（終了日 令和6年9月1日）」

同項第1号に次のように加えます。

ケ 乗合規程第23条第2項並びに高速規程第19条第5項及び第43条第3項の規定に基づき発売する市バスでPetit（プチ）旅用企画乗車券（以下「プチ旅乗車券」という。）の料金

コ お子サマーパスの料金

表縁エキスパート株式会社の項中「委託をした日 令和6年4月1日」を

「委託をした日

(1) ア～ク、(2) 及び(3) 令和6年4月1日

に改め、

(1) ケ 令和6年7月12日（終了日 令和7年3月17日）

(1) コ 令和6年7月20日（終了日 令和6年9月1日） 」

同項第1号に次のように加えます。

ケ プチ旅乗車券の料金

コ お子サマーパスの料金

表株式会社名古屋交通開発機構の項中「委託をした日 令和6年4月1日」

「委託をした日

(1) ア～ケ、(2) ～(7) 令和6年4月1日

を

に改め、

(1) コ 令和6年7月12日（終了日 令和7年3月17日）

(1) サ 令和6年7月20日（終了日 令和6年9月1日） 」

同項第1号に次のように加えます。

コ プチ旅乗車券の料金

サ お子サマーパスの料金

名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課

名古屋市交通局管理規程第 20 号

交通局次長以下代決規程（昭和 40 年名古屋市交通局管理規程第 21 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 7 月 10 日

名古屋市交通局長 折 戸 秀 郷

別表第 2 中第 22 号を第 23 号とし、第 16 号から第 21 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 15 号ただし書き中「ただし、」の次に「営業所長、」を加え、同号を第 16 号とし、第 14 号を第 15 号とし、第 13 号を第 14 号とし、第 12 号の次に次の 1 号を加える。

(13) 有料道路通行料の支出に関すること。ただし、営業所長に限る。

附 則

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 6年 7月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

S 3プロジェクト

名古屋市中区栄三丁目 816番 1

2 変更した事項

大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市中区栄三丁目 818番 ほか 9筆	名古屋市中区栄三丁目 816番 1

3 変更の日

令和 5年 3月27日

4 変更した理由

合筆手続を行ったため

5 届出の日

令和 6年 6月12日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 7月 8日から同年11月 8日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 6年11月 8日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和 6年 7月 9日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1469号	(株)W Y S	柳本 泰宏	名古屋市緑区相原郷 二丁目1103番地の 1	令和 6年 6月10日
第1618号	(株)水協	井川 英輝	大阪府大阪市天王寺 区東高津町 3番29号 新青山ビル 202	令和 6年 6月19日
第1620号	(株)L I N K	野々上 政 史	千葉県柏市藤ヶ谷宮 下1173番地 1	令和 6年 6月19日
第1621号	憂水設備	中川 富美 男	愛知県瀬戸市幡山町 54番地の 1	令和 6年 6月19日
第1622号	サカタ設 備	坂田 雅立	愛知県豊田市五ヶ丘 7丁目 3番地 1	令和 6年 6月19日
第1452号	伊藤設備 設計(株)	伊藤 琴美	名古屋市港区南十一 番町 1丁目 1番地の 42	令和 6年 6月28日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

令和 6年 7月 9日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第1469号	W Y S	柳本 泰宏	名古屋市緑区相原郷 二丁目1103番地の 1	令和 6年 6月10日
第 752号	下田水道 工業所	下田 鉄次	名古屋市中村区松原 町 4丁目59番地	令和 6年 6月14日
第 316号	(株)明興設 備	新井 浩之	名古屋市北区清水二 丁目26番14号	令和 6年 6月18日
第1452号	伊藤設備 設計	伊藤 琴美	名古屋市港区南十一 番町 1丁目 1番地の 42	令和 6年 6月28日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

令和 6年 7月 9日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1619号	㈱水幸	村尾 昌則	大阪府大阪市東淀川区南江口二丁目 6番83号	令和 6年 6月19日
第1621号	憂水設備	中川 富美男	愛知県瀬戸市幡山町54番地の 1	令和 6年 6月19日
第1622号	サカタ設備	坂田 雅立	愛知県豊田市五ヶ丘7丁目 3番地 1	令和 6年 6月19日
第1452号	伊藤設備設計㈱	伊藤 琴美	名古屋市港区南十一番町 1丁目 1番地の 42	令和 6年 6月28日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第2項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第1項第2号の規定により公告する。

令和 6年 7月 9日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 752号	下田水道 工業所	下田 鉄次	名古屋市中村区松原 町 4丁目59番地	令和 6年 6月14日
第 316号	(株)明興設 備	新井 浩之	名古屋市北区清水二 丁目26番14号	令和 6年 6月18日
第1452号	伊藤設備 設計	伊藤 琴美	名古屋市港区南十一 番町 1丁目 1番地の 42	令和 6年 6月28日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 6年 7月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゲンキー富船店

名古屋市中川区富船町 3丁目 1番地の 1及び 1番地の 2

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 若林 辰雄 東京都千代田区丸の内一丁目 4番 5号	三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 長島 巖 東京都千代田区丸の内一丁目 4番 5号

3 変更の日

令和 2年 4月 1日

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和 6年 6月25日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 7月12日から同年11月12日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 6年11月12日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 6年 7月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ナディアパーク開発商業ビル

名古屋市中区栄三丁目1801番 1及び1801番 2

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社国際デザインセンター 代表取締役 伊藤 康之 名古屋市中区栄三丁目18番 1号	株式会社国際デザインセンター 代表取締役 西野 輝一 名古屋市中区栄三丁目18番 1号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社名鉄生活創研 代表取締役 足立 洋平 名古屋市中村区名駅一丁目 2番 4号 ほか18者	株式会社アルペン 代表取締役 水野 敦之 名古屋市中区丸の内二丁目 9番40号 ほか13者

3 変更の日

- (1) 設置者の代表者については、令和 5年 6月16日

(2) 小売業者については、令和 5年10月31日 ほか

4 変更した理由

(1) 設置者については、代表者変更のため

(2) 小売業者については、退店のため ほか

5 届出の日

令和 6年 6月21日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 7月12日から同年11月12日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 6年11月12日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課